

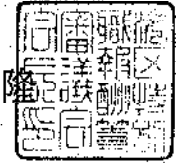


令和3年2月12日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会

会長 山本



区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び
教育委員会教育長の給料の額について（答申）

令和2年7月8日付2港総総第931号により、本審議会に対し
諮問を受けた事項のうち、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、
副区長及び教育委員会教育長の給料の額について、別紙のとおり審
議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和3年（2021年）2月12日

1 はじめに

本審議会は、令和2年7月8日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

令和2年10月23日の特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）で、職員と民間従業員との給与の比較結果に伴い、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）のうち期末手当の支給月数の引下げが示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等について審議した。

各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、闊達な議論と慎重な審議を重ねた結果、令和2年11月20日に「コロナ禍における厳しい社会経済情勢や国民全員で痛みを分かち合うという観点から、特別区人事委員会勧告に準じて、区議会議員及び特別職の期末手当をそれぞれ引き下げることが妥当である」と答申した。

また、月例給については、特別区人事委員会勧告において「別途必要な報告・勧告を予定」とされたことから、月例給についての報告・勧告が出され次第、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額の適否等について審議することとした。

区は、当該答申を受け、答申どおりの内容で、区議会議員及び特別職の期末手当の額について決定し、関係する条例の一部改正案を区議会に提出した。当該条例の一部改正案は、令和2年11月27日に区議会で可決され、令和2年12月支給分の期末手当から0.05月の引下げが適用されている。

その後、令和2年12月3日に特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告（以下「特別区人事委員会報告」という。）が出され、職員と民間従業員との給与の比較結果に伴い、職員の月例給については、改定を行わないことが示されたことを受け、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額の適否等について審議した。

また、区議会事務局から、区議会議員が区議会の会議等を連続して欠席した場合における議員報酬等の減額支給について規定した「港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を区議会が自ら制定したことについての報告も受けた。

本審議会の各委員は、区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等の審議に引き続き、区民の代表としての自覚と責任のもと、現下の社会経済情勢、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与えている影響を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

2 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の現状

現在の区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額は、次のとおりとなっている。

(1) 区議会議員の議員報酬

区分	月額
議長	902,600円
副議長	780,200円
委員長	649,800円
副委員長	622,700円
議員	610,700円

(2) 特別職の給料

区分	月額
区長	1,249,500円
副区長	1,004,800円
教育委員会教育長	933,600円

3 特別区人事委員会報告について

令和2年12月3日の特別区人事委員会報告の主な内容と職員の給与改定の状況

特別区人事委員会報告は、「職員の給与が民間従業員の給与を157円(0.04%)上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当」という内容であった。

区は、この報告を踏まえ、令和2年12月9日に職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会報告どおりの内容で妥結し、職員の月例給の改定を行わないこととしている。

4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、特別区人事委員会報告及び令和2年10月28日の人事院の月例給に関する報告を参考としながら、同年11月20日に答申をした区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等の審議に引き続き、慎重に審議を行った。

区議会議員及び特別職の新型コロナウイルス感染症対策への取組により区民生活が守られていること、職員と民間従業員の給与較差が僅少であること、区議会において、区議会議員が区議会の会議等を連続して欠席した場合の議員報酬等の減額支給について、自ら条例を制定していることを踏まえると、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料はいずれも特別区人事委員会報告のとおり据置きが適当であるという意見が多数あった。

その一方で、コロナ禍において、特に商店を営む区民や事業者は、本当に苦しく、融資を受けながらしのいでいる状況がある。そして、閉店してしまう店舗もあり、その従業員も職を失い、収入がなくなるという実態がある。こうした状況を考慮すると、特別区人事委員会報告のとおり据置きとすることが果たして本当にいいのであろうかという意見もあった。

これらの審議を踏まえ、コロナ禍において、商店を中心に区民や事業者は依然として厳しい状況に置かれているが、職員の給料について、職員と民間従業員の給与の較差が僅少であり、職員団体との交渉で特別区人事委員会報告どおりの内容で妥結しているという観点から、特別区人事委員会報告に準じて、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料はそれぞれ据置き、改定を行わないことが適当であるとの結論に至った。

(1) 区議会議員の議員報酬について
据置きとする。

(2) 特別職の給料について
据置きとする。

5 その他

令和2年12月14日の本審議会において、区議会事務局から、「港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を区議会が自ら制定したことについての報告を受けた。

当該条例の制定の背景及び趣旨として、区議会は、地方公共団体の最高意思決定機関であり、その構成員である区議会議員は、選挙で選ばれた区民の代表としての自覚を持ち、区民福祉の向上のため政策形成過程や実施過程に多面的に参画し、区民の負託に応える責務を担っている。その責務を果たすために、議会活動の土台となる区議会の会議等へ招集に応じ出席すべきことが法律上定められ、正当な理由がなく欠席することはできない。一方、近年の区議会は、若年層議員の増加などにより年齢構成も幅広くなり、議員を取り巻く生活環境も多様化し、出産や疾病等によりやむを得ず会議等を欠席しなければならない場合も生じており、区民の信頼に応える区議会議員の責務を考慮しつつも、こうした区議会の状況の変化を踏まえ、やむを得ない場合を除き自己都合により区議会の会議等を連続して欠席した時は、議員報酬等を減額することを規定したとのことであった。

本審議会は、当該条例を区議会が自ら制定したことについて評価するとともに、今後もし引き続き、区民の信託に応えるため、区議会自ら社会情勢に合わせた検証等を積極的に進められることを期待する。

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 山 本 隆

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員 臼 井 浩 之

委 員 木 村 暖 子

委 員 郡 司 知 志

委 員 関 喜和子

委 員 寺 西 伸 政

委 員 南 かほる

委 員 宮 城 昭一郎

委 員 吉 野 茂